

従業員の**奨学金**を**代理返還**する**事業者** を支援します！

対象奨学金

独立行政法人日本学生支援機構が貸与する

- ・ 第一種奨学金
- ・ 第二種奨学金

対象事業者

下記のいずれにも該当する事業者

- ・ 町の認定を受けた**認定事業者**であること。
- ・ 代理返還を滞りなく行っていること。
- ・ 町税の滞納がないこと。等

対象従業員

下記のいずれにも該当する正規雇用労働者

- ・ **町内**に住所を有し、**町内**もしくは**町外**の事業所に勤務していること、または**町外**に住所を有するが、**町内**の事業所に勤務していること。
- ・ 事業主と利益を一にする者でないこと。
- ・ この補助金以外の奨学金返還補助を受けていないこと。等

認定事業者とは？

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還支援（代理返還）制度に申請済の事業者を、町が認定した事業者のこと。詳しくは裏面または町HPをご覧ください。



補助率

対象従業員が

- ① **町内**住所 + **町内**勤務 = 1/2
- ② **町内**住所 + **町外**勤務 = 1/4
- ③ **町外**住所 + **町内**勤務 = 1/4

年度上限額

対象従業員1人につき

- ① 12万円
- ② 6万円
- ③ 6万円

支援期間

対象従業員1人につき

10年間
(上限120月)

申請期限

交付年度の

11月1日から
12月31日まで

<お問合せ先>

一戸町役場商工観光課

〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9

☎0195-33-4855

✉ shoko-kanko@town.ichinohe.iwate.jp

町HPはこちら

事業者向け



学生・求職者向け



裏面もご覧ください

代理返還とは

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」)の奨学金返還支援(代理返還)制度を導入し、事業者が、奨学金の貸与を受けた従業員本人に代わり奨学金を直接機構に返還する制度です。

事業者にとって本制度のメリットは、学資に充てる費用となるため損金算入ができ、かつ、「賃上げ促進税制」の対象となり得ます。また、従業員にとっては、返還を受けた額にかかる所得税が非課税となり得、支援を受けた額は原則として標準報酬月額額の算定のもととなる報酬に含まれないというメリットがあります。

詳しくは機構のHPをご覧ください。

認定事業者になるには

あらかじめ機構の奨学金返還支援(代理返還)制度に申請をし、下記のすべての書類を添えて商工観光課に提出してください。

- ①一戸町奨学金返還支援補助金認定事業者申請書(様式第1号)
- ②定款の写し
- ③会社概要(会社案内またはパンフレット等)
- ④奨学金返還支援制度を定めている就業規則等の写し

補助金の交付申請

受付期間
11/1~12/31

補助金交付年度内(4~3月分)に代理返還した(予定も含む)奨学金について、一戸町奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第4号)に、対象従業員に係る下記のすべての書類を添えて商工観光課に提出してください。

- ①補助金交付対象従業員証明書(様式第5号)
 - ②住民票の写し
 - ③奨学金の返還状況を証する書類(奨学金返還証明書またはスカラネットパーソナルの「詳細情報」の画面印刷等)
 - ④労働条件通知書または雇用契約書の写し
 - ⑤雇用保険に加入していることが確認できる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)
- ※ ④と⑤の書類は、2年目以降に申請する対象従業員分については省略することができます。

補助金の請求

3/31まで

下記のすべての書類を添えて商工観光課に提出してください。

- ①一戸町奨学金返還支援補助金請求書(様式第9号)
- ②機構に代理返還したことを証する書類(納付書控え等)
- ③補助金振込み先の通帳の写し

フロー

事業者

機構の奨学金返還支援(代理返還)制度に申請する。



事業者

町に認定事業者の認定を受けるための申請をする。



町

提出書類を審査し、認定事業者として認定する。



事業者

対象従業員に代わり、奨学金を機構に代理返還する。



事業者

(11月1日から12月31日まで)年度内(4月~3月)に代理返還した(予定も含む)の奨学金について、町に補助金交付の申請をする。



町

提出書類を審査し、補助金の交付を決定する。



事業者

(3月31日まで)町に補助金交付の請求をする。



町

提出書類を審査し、補助金を交付する。

※ 上記フローは一例です。認定事業者と認定されるより先に、代理返還を実施している事業者も補助金交付申請が可能です。